

愛知県PCR等検査無料化事業 検査事業者登録申請要項

1 目的

愛知県は、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図るため、健康上の理由等によるワクチン未接種者や感染拡大期の感染不安者への検査を無料で受けられる環境を整備し、受検の浸透を図るため、無料検査を実施する事業者（以下「検査事業者」という。）を募集する。

2 PCR等検査無料化事業の概要

感染の状況に応じて、以下の（１）及び（２）の事業を実施すること。

（１）ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

次に掲げる無症状の方を対象として、感染拡大期に活用する「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査」(※) 及び民間にて自主的に行う検査陰性の確認のために必要な検査を無料とする。

(※) 「ワクチン・検査パッケージ（又はワクチン検査パッケージ）」

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの

「対象者全員検査」

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者の検査結果の陰性を確認することにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの

ア 対象者（愛知県内在住を問わない）

- ・ 飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する必要がある方

イ 実施期間

- ・ 登録の日～令和4年3月31日

（検査事業者は当該期間内で無料検査を実施することができる。）

（２）感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の方を対象に検査の受検を要請し、要請に応じる住民に対して実施する検査を無料とする。

ア 対象者（愛知県内在住の方に限る。ワクチン接種済・未接種を問わない。）

- ・感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民

イ 実施期間

- ・感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間
（検査事業者は当該期間内で無料検査を実施することができる。）

3 検査のながれ

（1）対象者から検査申込

・申込書（別紙1）の記入、身分証明書等の提示により本人確認及び申込によって行われることとなる検査が定着促進事業として県から補助の対象になる場合にあっては検査受検の目的を証する書類等の提示（該当書類がないときは申込書（別紙1）に別途記入。）

- ・原則として予約不要

（2）検査事業者における検査

以下の ア（ア）、ア（イ）、イ（ア）、イ（イ）いずれかの方法により検査を実施する。

ア PCR等検査（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）

（ア）検体（鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る。）を本人が採取する際に立ち会い、検査機関等で検査

【薬局、医療機関、衛生検査所等又はワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者】

（イ）検査事業者が自ら検体（鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る。）

を採取し、検査を実施する。【医療機関に限る。】

・（ア）により検査を行う場合、検体は自己採取が原則であり、自己採取には「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）」の内容を理解した者の立会いが必要。

- ・薬事承認された検査試薬等を使用すること。
- ・（ア）により検査を行う場合、検査機関に対して、結果通知書を受検者に発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を検査事業者へ通知するよう求めること（※）。

（※）「検査」を検査機関に委託等すること、及び「検査受検者への結果通知書等の発行等」を第三者に委託等することは可能である。ただし、委託等を行う場合は、これにより結果通知書等の送付が遅れることのないようにするなど、結果通知書等を有効に活用できる期間に照

らし時間的余裕をもって通知が行われるよう、留意すること。

- ・検体の搬送は、可能な限り検体採取日に行うこと。
- ・上記のほか「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)」を遵守すること。

イ 抗原定性検査

(ア) 検体(鼻腔ぬぐい液に限る。)を本人が採取し、検査を行う際に立ち会い、検体の検査結果の読み取り等を実施する。

【薬局、医療機関、衛生検査所等又はワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者】

(イ) 検査事業者が自ら検体(鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に限る。)を採取し、検査を実施【医療機関に限る。】

- ・(ア)により検査を行う場合、検体は自己採取が原則であり、自己採取には研修を受けた方の立会いが必要。
- ・必ず薬事承認された抗原定性検査キットを用いること。
- ・抗原定性検査の結果は、当日に通知すること。
- ・その他「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)」を遵守すること。

ウ その他

上記のア(ア)、イ(ア)の方法による検査については、次の(ア)又は(イ)の方法によることも可能である。

(ア) 検査事業者は検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立会いを行うことができる。また、検査事業者はその他地域の実情(※1)を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び検体採取の立会いを行うことができる。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。

- ・オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンラインによることについて検査申込者の同意を得ること。
- ・検査の受付に当たり、オンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ・検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断す

るなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合はこれを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。

- ・受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

(※1) その他地域とは離島(昭和28年に制定された離島振興法に基づき、西尾市「佐久島」、南知多町「日間賀島」及び「篠島」を対象)その他、真にやむを得ない場合に個別対応とする。また、検査拠点の早急な整備が困難な離島等においては、必要な検査拠点の整備が行われるまでの当面の間、県又は市町村が無料検査(PCR検査等に限る。)の実施主体として唾液採取容器を配布する場合に限り、特措法担当大臣との協議の上、検体採取の立会いを不要とすることができる。この場合において、県又は市町村については唾液採取容器を受検申込者に配布したことをもって、検査等費用支援の対象とすることができる。

(イ) ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行うことができる。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。

- ・事業者の敷地内駐車場等において、立会いに十分なスペースを確保すること。
- ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。
- ・検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

(3) 検査結果の通知

- ・検査事業者が結果通知書(別紙2)を作成し、受検者に通知する。(※)

(上記ア(ア)の場合は、検査機関に対して、結果通知書を受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を検査事業者に通知するよう求めること。)

(※)3(2)の注釈と同様、「検査受検者への結果通知書等の発行等」を第三者に委託等することは可能である。

(4) 検査結果の活用

(有効期限)

- ・PCR等検査 検体採取日+3日
- ・抗原定性検査 検体採取日+1日

4 支援対象事業及び補助上限額

	内容	補助上限額
(1)	検査体制の整備にかかる費用 (*注1)	検査箇所1か所あたり 1,300,000円(税込)
(2)	検査及び検査通知発行にかかる費用 PCR等検査	検査1回あたり①+②の額 ①検査費用原価(キットの代金、検査費用、送料等) 上限8,500円(税込)(*注2) ②各種経費 一律3,000円(税込)
	検査及び検査通知発行にかかる費用 抗原定性検査	検査1回あたり①+②の額 ①検査費用原価(キットの代金) 上限3,000円(税込)(*注3) ②各種経費 一律3,000円(税込)

※いずれの額も今後の国の関連予算の状況等を踏まえ見直される可能性がある。

(*注1)：検査体制の整備にかかる費用

(1) 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
(パーティション等による仕切りでも差し支えない。)
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
(必ずしも検査ブースを2以上設ける必要はない。)
- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

(2) 補助対象外経費 用地の取得費、貸付金・保証金、本事業の実施に関連しない費用

(*注2)：令和3年12月31日以降、検査事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限7,000円/回(税込)とする。

(*注3)：令和3年12月30日までは、上限3,500円/回(税込)とする。

5 申請条件

PCR等検査無料化事業において、上記3(2)に掲げる検査を実施する事業者(共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。)で以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 薬局(※1)、医療機関、衛生検査所(※2)等又はワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等登録事業者（パッケージ・対象者全員検査等制度を適用する旨を県に登録したイベント主催者、旅行者、宿泊業者等のいずれかであること。）
- (2) 愛知県内に本社又は事業所を有すること。
- (3) 愛知県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (6) 過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- (7) 県税の全税目に滞納がないこと。

※1 「薬局」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に定める「薬局」を指しており、単に店舗販売業（第25号第一号）の許可を受けた方（いわゆる「ドラッグストア」）等を含まない。ただし、いわゆる「ドラッグストア」等であっても、薬局を併設している場合には、当該薬局において、無料検査の対象となるPCR等検査や抗原定性検査の立ち会いを行うことができる。

※2 衛生検査所は、「臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）」に基づく登録を受けた衛生検査所を指す。

6 申請手続

- (1) 募集期間 令和3年12月23日（木）～令和4年3月17日（木） 必着

- (2) 提出書類

ア 実施計画書（別紙3）

- (3) 申請方法

下記アドレスによるweb申請を原則とする。

愛知県PCR等検査無料化事業コールセンター

<https://www.aichi-pcrfree.jp>

電話：(050)-3646-5259

※申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。

- (4) 留意事項

- ・応募事業者多数の場合は、検査実施の件数や地域性を考慮し、県で調整することがある。
- ・検査所は短期間(※)の設置でないこと。（但し、大規模イベント等必要なものを除く）

(※)概ね2週間以内で完了する拠点設置を想定

7 実施計画の変更

実施計画に変更が生じる場合は、速やかに変更 web 申請を行うとともに変更実施計画(別紙4)を愛知県PCR等検査無料化事業コールセンターに提出するものとする。

8 スケジュール

12月23日(木) 受付開始(コールセンター設置)

12月28日(火) 順次、検査事業者の登録

- ・登録した検査事業者は、ホームページで公開予定
- ・検査事業者において 検査実施場所の整備

12月29日(水)以降 準備が整い次第、無料検査の実施

可能な限り、令和3年12月中にワクチン・検査パッケージ等定着促進事業を開始すること。

9 問い合わせ先

本登録申請要項にかかる質問は、愛知県PCR等検査無料化事業コールセンターにより受け付けるものとする。(ホームページ・電話)